



# 労働かながわ

2024 6・7・8月号  
No.741

## 神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金のご案内

1年以内に精神障がい者を雇用し、職場指導員を設置して、障がい者が働きやすい職場環境を整えている県内の法人へ、補助を行っています。

### ■職場指導員とは

障がい者の仕事の指導をしたり相談を受けたりする担当者（職場の上司や同僚など）のことです。特別な資格は必要ありませんが、障がい特性を理解した上で、業務の選定や作業環境の整備、職場の人間関係への相談対応などの役割を担います。

### ■主な補助要件

職場指導員を設置していることのほか、以下の要件を満たしていることが補助の要件となります。

#### <企業等について>

- ・中小企業等であること（社会福祉法人、NPO法人等を含む）
- ・主たる事業所が県内にあること
- ・常時雇用する従業員の数が、40人以上100人未満であること
- ・特例子会社でないこと

#### <雇用する障がい者について>

- ・精神障がい者を1人以上雇用していること
  - ・その障がい者の1週間の所定労働時間が10時間以上であること
  - ・その障がい者が在籍する事業所が県内にあること
  - ・その障がい者を雇用してから1年以内であること
- （例：令和6年4月1日に雇用した場合は、令和7年4月1日まで申請が可能）

### ■補助の内容

- 補助期間：3年間
  - 補助金額：1年目は月額3万円、2年目及び3年目は月額2万円
- ※半期ごとの実績報告書提出後に、半期分をまとめて交付します。

### ▼その他申請方法など、詳細はこちら

補助要件や申請方法など、詳しくは県ホームページをご確認いただくか、神奈川県雇用労政課までご連絡ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/syogaisyakoyo/hojokin.html>

### ●問合せ先

神奈川県 産業労働局 労働部雇用労政課 障害者雇用促進グループ  
☎ 045-210-5871 FAX 045-210-8873



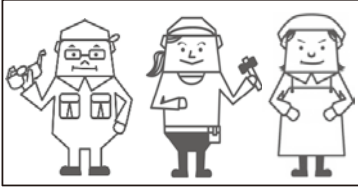
## 主な内容

● 神奈川県精神障害者職場指導員設置補助金のご案内	P. 1
● 障害者のテレワーク推進事業のご案内	P. 2
● かながわサポートケア企業を募集しています！	P. 2
● スキルアップセミナー（在職者訓練）のご案内	P. 3
● 職業訓練指導員試験のご案内	P. 3
● アドバイザーがテレワーク・ICT活用を支援！	P. 3
● 出前労働講座	P. 4
● 中期労働講座の受講生を募集します！	P. 4
● 労働保険のお知らせ	P. 4



# スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！



県立産業技術短期大学校や職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野のセミナーを開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、ぜひご活用ください。あらかじめ設定された講座から選択して受講できる「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じた内容で受講できる「オーダー型」の2種類のスキルアップセミナーを実施しています。

## メニュー型スキルアップセミナー(応募締切日が令和6年6月以降の講座例)

No.	セミナー名	定員	実施日	応募締切日	受講料	実施校(申込先)
1003	Excel VBA体験講座	5	7/20,27	6/17	無料	神奈川障害者職業能力開発校
0609	フリーソフトによる動画編集入門	15	8/26,27	7/22	2,000円	西部総合職業技術校
1402	DX推進のためのRPA導入講座	10	10/3,4	8/29	6,200円	産業技術短期大学校

上記以外にも、様々なセミナーを実施しています。申込み方法や内容等についての詳細はホームページをご覧ください。

各講座の申込み先や、内容に関するお問合せは、各実施校へ。

神奈川障害者職業能力開発校 …… ☎ 042-744-1243  
 西部総合職業技術校 …… ☎ 0463-80-3004  
 産業技術短期大学校 …… ☎ 045-363-1233



◀スキルアップセミナーホームページ

スキルアップ 神奈川 検索

神奈川県産業労働局労働部産業人材課  
 職業能力開発グループ ☎ 045-210-5715

中小企業のリスキングに関する相談も受け付けています。

かながわ中小企業リスキング相談窓口 ☎ 045-285-0727

## 令和6年度職業訓練指導員試験(資格試験)のご案内

公共・認定(民間)の職業訓練施設で職業訓練を担当する場合に原則必要な職業訓練指導員免許を取得するための資格試験です。

合格者は、申請により職業訓練指導員免許を取得することができます。

受験申請	期間	令和6年7月1日(月)～7月12日(金) 必着 ※電子申請もしくは郵送による受付とします。
試験	日程	令和6年9月8日(日) (受験票でご確認ください)
	場所	神奈川県立産業技術短期大学校(横浜市旭区中尾2-4-1)
合格発表	日程	令和6年10月9日(水)
	場所	県ホームページにて受験番号を掲示します。(希望者のみ)

- 職業訓練指導員の免許職種は、123 職種あります。
- 学科試験のうち、指導方法を実施します。
- 受験に際し、3,100 円の受験手数料が必要です。
- 受験資格や試験の免除の規定がありますので、詳しくは、受験案内又は県ホームページをご覧ください。
  - ◇ 受験案内・申請書：県内の県政情報コーナー及びハローワーク等において配布しています。
  - ◇ 県ホームページ：「https://www.pref.kanagawa.jp/」から『職業訓練指導員試験』で検索してください。
- 問合せ先 神奈川県産業労働局労働部産業人材課技能振興グループ ☎ 045-210-5720

## アドバイザーがテレワーク・ICT活用を支援!

問合せ先 神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労政グループ ☎ 045-210-5739

神奈川県では県内の中小企業を対象に、テレワーク・ICT活用による柔軟で多様な働き方ができる職場環境の整備を支援しました。「人材確保」「デジタル活用」「コスト削減」などの経営課題を解決するためには、テレワークやICTの活用による柔軟で多様な働き方が有効ですが、どのように働き方改革に取り組めばいいのかお悩みの中小企業が少なくありません。

令和5年度、県内の中小企業30社に「テレワーク・ICT活用による職場環境整備支援事業」としてアドバイザー派遣を行い、一冊の事例集としてまとめました。

令和6年度もこの支援事業を予定しております。ぜひテレワークやICTの活用を積極的にご検討ください。



職員を講師として無料で派遣します

# 出前労働講座



かながわ労働センターでは、会社や個人経営の店、労働組合やグループ、学校などに職員が出向いて、労働問題に関するご希望の内容について、講座を実施しています。

日程や講義内容についてはご希望に応じて調整しますので、まずはご相談ください。

【問合せ先】 かながわ労働センター本所 ☎045-633-6110 (代)

川崎支所 ☎044-833-3141

県央支所 ☎046-296-7311

湘南支所 ☎0463-22-2711 (代)

管理職や社員向けのパワハラ防止対策講座も実施しています



かながわ労働センターの労働講座

## 中期労働講座の受講生を募集します!

副業・兼業、フリーランスなど多様な働き方が広まる一方で、労働条件に関わるトラブルや解雇・雇止めなどが依然として課題となっています。労働条件の明示ルールの変更、社会保険の適用拡大などの法改正や新しい判例も相次いでいます。職場で必須となる、採用から退職までに関わる労働法を基礎からじっくり学びます。

**対象** 人事労務担当者、労働者、テーマに興味のある方など、どなたでも

**WEBオンデマンド講座** 全8回・各2時間

**主な内容** 労働契約の開始と展開、労働契約の終了、賃金・労働時間、非正規雇用・フリーランスに関する法、職場のメンタルヘルス、職場のハラスメント、労働保険・社会保険  
※申込開始は6月上旬の予定です。(詳細は下記ホームページをご覧ください。)

**視聴可能期間** 2024年10月1日(火)から11月29日(金)までいつでも視聴可 ※会場受講はありません。

**受講料** 5,610円(全8回分)

**修了証** 全8回中6回以上(各講座につき1時間以上)受講の方には知事名の修了証を授与

**申込** ホームページから <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dh3/cnt/f7598/>

**先着順** 定員100名

**問合せ先** かながわ労働センター湘南支所 ☎0463-22-2711(代)

▼このほか、かながわ労働センター川崎支所及び県央支所で、会場開催による中期労働講座を実施予定です。



労働保険電子申請  
イメージキャラクター  
ペパレス執事

## 労働保険のお知らせ

令和6年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、**6月3日(月)～7月10日(水)**です。

電子申請・電子納付や口座振替のご利用、または最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新申告書の書き方および申告・納付方法等の詳細につきましては、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚生労働省のウェブサイトでもご確認いただけます。

労働保険のお手続きに「電子申請」をぜひご活用ください!(自宅やオフィスから24時間いつでも申告・納付が可能です)

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

年度更新申告書  
書き方パンフレット



労働保険電子申請  
特設サイト



# 労働委員会の動き

(令和6年1月・2月・3月)

## 調整事件関係

新規申請（あっせん）は1件で、組合からの申請でした。

## 不当労働行為事件関係

新規申立ては1件でした。

終結は8件で、終結事由別にみると、命令・決定が3件（救済1件、棄却2件）、和解・取下げが5件（和解4件、取下げ1件）でした。

※命令の概要は、<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/an8/roui/meirei/index.html> をご覧ください。

## かながわ労働情勢 1 2 3 4 月

### ○主要労働団体の機関開催

#### ■連合神奈川

【第420回 五役会、第393回 執行委員会】

1月30日、第420回 五役会、第393回 執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 委員の推薦等について
- 2 政治活動の取り組みについて
- 3 第95回目メーデーについて（その2）
- 4 平和行動等の取り組みについて
- 5 令和6年能登半島地震への対応について
- 6 女性委員会の取り組みについて

【第421回 五役会、第394回 執行委員会】

2月27日、第421回 五役会、第394回 執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 委員の推薦等について
- 2 政治活動の取り組みについて
- 3 連合神奈川 2024 春季生活闘争方針（その2）
- 4 令和6年能登半島地震への対応について（その2）

【第422回 五役会、第395回 執行委員会】

3月26日、第422回 五役会、第395回 執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 委員の推薦について
- 2 政治活動の取り組みについて
- 3 2024 春季生活闘争方針（その3）
- 4 女性委員会の今後の活動について（男女平等月間、幹事研修会）

#### ■神奈川労連

【第5回幹事会】

2月3日、第5回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 24 国民春闘の要求提出などとりくみ状況
- 2 3・3 春闘総決起行動
- 3 県「公契約に関する協議会」へのとりくみ
- 4 労働組合におけるジェンダー平等実現へのとりくみ

【第6回幹事会】

3月2日、第6回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 春闘での全国統一行動の具体化
- 2 第95回神奈川県・横浜メーデーの開催について
- 3 最賃ビッグアクションの具体化
- 4 神奈川労働委員会の委員の推薦について

【第7回幹事会】

4月6日、第7回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 24 国民春闘での回答状況と今後のとりくみ
- 2 最低賃金引き上げを求める審議会・労働局あて署名
- 3 春の組織拡大月間のとりくみ
- 4 原水爆禁止世界大会にむけた運動

## 図書紹介



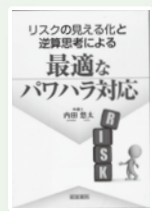
### 職場が変わる

働きやすくなる参加型改善

小木 和孝 川上 剛

現代書館

職場の仕事のしやすさや仕事まわりの環境条件を広く取り上げて、仲間たちが話し合っただけで改善していく「参加型の職場改善」が、多くの途上国や、日本そして隣国の韓国でも、広く行われるようになりました。この方法は、安全で健康に、働きやすい職場づくりを、指向するものであり、近年、職場の課題となっている「メンタルヘルス」の向上にもつながるものです。この「職場ドック」につながる活動を紹介しています。



リスクの見える化と逆算思考による

### 最適なパワハラ対応

内田 悠太

経営書院

企業のパワハラ担当者は会社と被害者の板挟みになり、苦慮することが多い。パワハラ対応に大切なことは、望ましいゴールから逆算してベストの対応を導き、確信をもって一貫した対応を行うことである。本書は具体的なケーススタディを軸に、パワハラ担当者が合理的な選択をして「ベストな対応」を導くために最低限必要なリスク評価の手法、法律実務の知識、意思決定の技法などを詳細に解説している。

# シリーズ **実務に役立つ労働判例**

## 1ヶ月変形労働時間制の要件

日本マクドナルド事件(名古屋高判令5.6.22労経速2531号27頁)

### 事案の概要

Y社(日本マクドナルド、1審被告)の就業規則では、店舗マネージャーの労働時間について、所定労働時間は毎月1日を起算日とする1か月単位の変形労働時間制とし、1か月を平均して1週間40時間以内とするとされ、各勤務シフトにおける各日の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、原則として、Oシフト:午前5時～午後2時(休憩は午前9時より1時間)、Dシフト:午前9時～午後6時(休憩は午後1時より1時間)、Cシフト:午後3時～午前0時(休憩は午後8時より1時間)、Nシフト:午後8時～午前5時(休憩は午後11時より1時間)とされていました。しかし、X(1審原告)が勤務していたA店では、これらのシフトとは異なる独自の勤務シフトが採用されていました。

本件は、Y社との間で労働契約を締結していたXが、(1)Y社に対しパフォーマンス改善プロセス(PIP)後の3回の面談を通じて行った退職勧奨とそれに応じた合意解約の効力を争うとともに、(2)Y社の就業規則において定められた1か月変形労働時間制の始業・終業時刻とは異なる勤務シフトで勤務させられていたことから、当該1か月変形労働時間制は無効であると主張して時間外労働の割増賃金と付加金の支払い等を求めた事案です。(1)については合意解約の成立を認めて、雇用契約上の地位確認請求及び慰謝料請求を退けました。本稿では(2)の変形労働時間制について取り扱います。

### 1審判決(名古屋地判令4.10.26労経速2506号3頁)の要旨

時間外労働の割増賃金及び付加金の請求については次のように判示し、割増賃金(61万134円)及び付加金(61万134円)の請求を一部認容しました。

1か月単位の変形労働時間制が有効であるためには、①就業規則その他これに準ずるものにより、変形期間における各日、各週の労働時間を具体的に定めることを要し、②就業規則において定める場合には労働基準法89条により各日の労働時間の長さだけでなく、始業及び終業時刻も定める必要があり、③業務の実態から月ごとに勤務割を作成する必要がある場合には、就業規則において各直勤務の始業終業時刻、各直勤務の組合せの考え方、勤務割表の作成手続及びその周知方法等を定めておき、各日の勤務割は、それに従って、変形期間の開始前までに具体的に特定することで足りるとされている(労基法32条の2第1項、昭63.1.1基発1号、同年3月14日基発150号)。

そして、これを本件についてみると、Y社は就業規則において各勤務シフトにおける各日の始業時刻、終業時刻及び休憩時間について「原則として」4つの勤務シフトの組合せを規定しているが、かかる定めは就業規則で定めていない勤務シフトによる労働を認める余地を残すものである。

そして、現にXが勤務していたA店においては店舗独自の勤務シフトを使って勤務割が作成されていることに照らすと、Y社が就業規則により各日、各週の労働時間を具体的に特定したもとはいえず、同法32条の2の「特定された週」又は「特定された日」の要件を充足するものではない、としました。

これらを不服として双方が控訴したのが本件です。

### 控訴審の判旨(控訴棄却)

Y社は、控訴審において、店長が作成するマネージャースケジュール表(マネスケ)は社員及びスイングマネージャー(アルバイトだが社員と同様の権限を与えられた者)の1か月単位の勤務シフトを記載した勤務割でこれは就業規則と同視できる、勤務シフトを設定・周知した後は、Y社の都合によって任意に勤務シフトを変更している訳ではないから、このような運用が労働者に生活上の不利益を与えていることはなく、労基法32条の2の趣旨に反しないと主張しましたが、控訴審判決は、原審を引用してこれらのY社の主張を特に理由を述べることなく退けました。

### 解説

1か月変形労働時間制は、変形期間内の各週、各日の所定労働時間を就業規則等において特定する必要があるものと解されています。また労基法89条1号において就業規則の絶対的記載事項として、「始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項」とされていることから、1か月変形労働時間制の場合も、始業・終業時刻について就業規則に定めを置くことが求められ、Y社のように、就業規則において「原則として」という文言があったとしても、各店舗の勤務シフトは就業規則の始業・終業時刻に基づいて定める必要があります。

Y社は、1審において、全店舗に共通する勤務シフトを就業規則に定めることは事実上不可能であると主張しましたが、控訴審が引用する1審判決は、「労働基準法32条の2は、労働者の生活設計を損なわない範囲内において労働時間を弾力化することを目的として変形労働時間制を認めるものであり、変形期間を平均し週40時間の範囲内であっても使用者が業務の都合によって任意に労働時間を変更することは許容しておらず、これは使用者の事業規模によって左右されるものではない。」としました。このように変形労働時間制の導入及び運用にあたって、始業・終業時刻の特定は必須であって、就業規則にあらゆるパターンを網羅する必要があるのです。

法政大学法学部講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

## センターに寄せられた労働相談事例

**Q** わが社では、業務の一部を何人かの個人事業主に委託しています。昨年成立したフリーランス新法では、雇用している従業員ではない個人事業主にも、会社としての労務上の責任が課せられると聞きました。どのようなものでしょうか。

**A** 令和5年4月28日に国会で「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（「フリーランス・事業者間取引適正化等法」）が成立しました。施行時期は、公布日から1年6カ月以内と定められていますので、秋頃には施行される予定です。

同法は、個人として業務委託を受けるフリーランス（特定受託事業者）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的としており、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の様々な義務を定めています。具体的に、企業などの発注事業者にどのような義務が生じるかは、発注事業者が満たす要件に応じて異なります。義務項目については以下の通りです。

- ①**（書面等による取引条件の明示）**業務委託をした場合の、書面等による「委託する業務の内容」「報酬の額」「支払期日」等の取引条件を明示すること
- ②**（報酬支払期日の設定・期日内の支払）**発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内の報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
- ③**（禁止事項）**フリーランスに対し、継続的業務委託をした場合に法律に定める行為をしてはならないこと。例えばフリーランスに責任がないにもかかわらず、「発注した物品等を受け取らないこと」、「発注時に決めた報酬額を後で減額すること」、「発注した物品等を受け取った後に返品すること」などが禁止されます。
- ④**（募集情報の的確表示）**広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと、内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
- ⑤**（育児介護等と業務の両立に対する配慮）**継続的業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと。例えば、「フリーランスが妊婦検診を受診するための時間を確保できるようにしたり、就業時間を短縮する」、「育児や介護等と両立可能な就業日・時間としたり、オンラインで業務を行うことができるようにする」といった対応が想定されます。
- ⑥**（ハラスメント対策に係る体制整備）**フリーランスに対するハラスメント行為に関する相談対応のための体制整備などの措置を講じること。例えば、「従業員に対してハラスメント防止のための研修を行う」、「ハラスメントに関する相談の担当者を定める」、「ハラスメントが発生した場合には、迅速に事実関係を把握する」などの対応が想定されます。
- ⑦**（中途解除等の事前予告・理由開示）**継続的業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならないこと

発注事業者の要件に応じた義務項目は以下の通りです。

- フリーランスに業務委託する事業者で従業員を使用していない ①
- フリーランスに業務委託する事業者で従業員を使用している ①、②、④、⑥
- フリーランスに業務委託する事業者で従業員を使用しており、継続的業務委託をする ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦

項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省が担当します。詳しくは次のホームページをご覧ください。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/freelance/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/freelance/index.html)



\* 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。

かながわ労働センター（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/>）

本所	横浜市中区寿町1-4	かながわ労働プラザ2階	☎045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12	リンクス溝口の口1階	☎044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1	県厚木合同庁舎3号館2階	☎046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1	県平塚合同庁舎別館	☎0463-22-2711(代)

\* オンライン労働相談も実施しています(本所)。

かながわ オンライン労働相談 **検索**

**フレッシューズキャンペーン実施中!**

メインバンクは〈中央ろうきん〉で!

**QUOカードPay**

**500円分**

**プレゼント!**

高梨 いろきん  
イメージモデル

**対象者** 年齢30歳以下の組合員の方  
※普通預金をお持ちの方、かつ、ろうきんアプリに口座登録をされている方。

**対象商品 (新規契約)** ①給与振込※1 ②財形貯蓄※2 ③エース預金※3  
※1 当金庫のシステムにて給与振込として判定できるものを対象とします。※2・3年間積立額6万円以上のご契約が対象となります。

**対象期間** 2024年3月1日(金)~2025年2月28日(金)

※複数のご契約をいたしても、QUOカードPayはお1人様500円分が上限となります。※ろうきんアプリのアカウント・口座登録時に利用する金庫を「中央労働金庫」とご選択いただいた方のみ対象となります。※QUOカードPayは、ろうきんアプリの口座登録時にご入力いただいたメールアドレス宛に翌月末日にお送りいたします。※メールが未着となった場合、QUOカードPayの再交付はされませんのでご了承ください。※ドメイン指定受信をされている場合は「@chuo-rokin.or.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。※詳しくは〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

フレッシューズ向け特設サイト OPEN!

詳しくはコチラから!

■お問い合わせ先  
〈中央ろうきん〉お客様相談デスク(平日 9時~18時) TEL.0120-86-6956

給与振込口座は〈中央ろうきん〉がおすすめ! 〓〈中央ろうきん〉なら手数料が戻ってくる!〓

**手数料キャッシュバックサービス**

(中央ろうきん)のキャッシュカードなら

ATM・CD利用時の引出手数料が何度でも

1回110円の場合、月に5回使用すると  
年間**6,600円**節約!

インターネットバンキング<sup>※1</sup>での振込手数料が月3回まで

1回352円の場合、月に3回使用すると  
年間**12,672円**節約!

全国<sup>※2</sup>のATMで、いつでもどこでも使える!

ろうきん以外の銀行でもご利用可能

銀行・信金・信組 〓 ゆうちょ銀行 〓 イオン銀行

24時間<sup>※2</sup>ご利用可能

セブン銀行 〓 ローソン銀行 〓 ATM net 〓 たとえこんなコンビニにご利用可能 FamilyMart

始発から終電までご利用可能

JR東日本のATMコーナー<sup>※3</sup> VIEW ALTTTE

※1 メンテナンス等によりサービスが利用できない日・時間帯がございます。また、お取引内容と時間帯によっては、翌営業日扱いになる場合がございます。※2 システムメンテナンスにより一部ご利用いただけない時間帯がございます。また、一部設置していない場所もございます。※3 カードローンはご利用いただけません。  
[ATM・CD 引出手数料キャッシュバックサービス] ※普通預金・貯蓄預金口座のお引出し、カードローン(マイプライブ・教育ローン[カード型])のお引出しを対象に、1口座あたり何回でも、ATM・CDご利用時のお引出し手数料を即時にご利用口座へキャッシュバックいたします。※キャッシュバック回数に制限はございません。【振込手数料キャッシュバックサービス】 ※給与振込または年金振込を(中央ろうきん)にご指定の方を対象に、ろうきんダイレクト(インターネットバンキング)でお振込された場合にかかる振込手数料を、お1人様あたり1ヶ月につき、日付の早い順に3回までキャッシュバックいたします。※キャッシュバックの対象は、個人のお客様が対象となります。また、当金庫のシステムにて給与振込または年金振込として判定できるものに限り、※キャッシュバックされた振込手数料は、翌月20日(休業日の場合は前営業日)に、振込手数料をお引きしたお客様の(中央ろうきん)普通預金・貯蓄預金口座へご入金いたします。※キャッシュバック時にキャッシュバック対象口座が解約されている場合等、キャッシュバックの対象外となる場合がございます。

中央ろうきん  
2024年4月1日現在

〓 うれしい満期金付き / せいめい共済 〓

個人長期生命共済

**定期 生命プラン**

掛金一律型

加入例

月々の掛金 5,000円の場合

5年間で支払う掛金の総額 **300,000円**

5年後に受け取る満期金 **293,939円**

男性(満35歳) 共済期間……5年 死亡共済金……100万円

**実質 月々約101円で100万円の死亡・重度障がい保障!**

※(掛金300,000円-満期金293,939円)÷60ヵ月

**保障内容** 加入できる方…満0歳~満70歳<sup>※1</sup>  
共済期間……5年または10年(最高満80歳の契約満了日まで)

保障内容	死亡共済金100万円の場合
死亡・重度の障がいが残ったとき (死亡共済金) (重度障害共済金)	交通事故 不慮の事故・病気等 <b>100万円</b>
満期金 (満期共済金)	加入時の年齢・性別・掛金で異なります。

死亡共済金は100万円以外の保障額もご選択いただけます<sup>※2</sup>

※1 ご加入時の年齢・保障額などの条件により、掛金一律型で加入いただけない場合があります。

※2 ご加入時の年齢により加入限度額が異なります。

**満期金額表** 死亡共済金…100万円 共済期間……5年の場合

加入年齢	月々の掛金	
	3,000円	5,000円
男性	25歳	174,545
	35歳	172,727
	45歳	164,848
女性	25歳	176,363
	35歳	174,545
	45歳	170,303

満期金額

3,000円 満期金額 295,757

5,000円 満期金額 293,939

174,545 満期金額 286,060

176,363 満期金額 297,575

174,545 満期金額 295,757

170,303 満期金額 291,515

こちらに記載されている内容以外の保障額、掛金、契約期間をご希望の場合は、当会までお問い合わせください。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

たすけあいの輪をむすぶ

**こくみん共済〈全労済〉**

全国労働者共済生活協同組合会 coop

神奈川推進本部(神奈川県労働者共済生活協同組合)

たすけあいから生まれた保障の生協です。  
「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

〓 ホームページからお問い合わせいただけます <https://www.zenrosai.coop/> 〓 **こくみん共済 coop** 検索

**労働かながわ**

令和6年6月3日発行 第741号  
発行所/神奈川県産業労働局労働部雇用労政課  
〒231-8588(住所不要)  
TEL 045-210-5739(ダイヤルイン)  
FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。  
●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームをご利用ください。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。